

四街道市生涯学習審議会委員募集要項

市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市生涯学習審議会を設置しています。生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査及び審議をしていただく生涯学習審議会委員を以下のとおり募集します。

1 応募要件

市内在住で、任期中に開催する会議に出席できる人。

※公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、本審議会の委員となることができるのは通算6年までです。

2 募集人数

2人

3 任期

令和8年6月1日～令和10年5月31日（2年間）

4 活動内容

会議は原則として平日の日中、2時間程度開催し、年2回程度を予定していますが、状況により会議回数等は増減します。

5 報酬

市特別職職員の報酬に関する条例の規定により、委員報酬をお支払いします。このほか費用弁償（交通費）をお支払いします。

6 募集期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月9日（金）

※期日厳守。郵送の場合は令和8年1月9日（金）必着

7 提出書類

①応募用紙（別紙1）・・・市役所総合案内、図書室、公民館、（四街道・千代田・旭）、社会教育課（市役所第二庁舎）にて配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

②レポート

「四街道市の生涯学習の推進について」をテーマに、応募用レポート用紙

（別紙2）又は任意のA4サイズの下紙1ページに800時程度で考えをまとめてください。また、任意の様式を利用する場合は「テーマ」及び「氏名」を必ず記載してください。

※内容に不備がある場合は、受け付けられません。

8 提出方法

- ①直接持参・・・市役所第二庁舎1階社会教育課 まで
- ②郵送・・・・・・・・〒284-0003 四街道市鹿渡2001-10 社会教育課 あて
- ③電子メール・・・yshakai@city.yotsukaido.chiba.jp あて

9 選考方法

提出いただいた書類を基に、公募委員選考委員会において、次の基準に従い選考を行います。なお、選考結果については、本人宛て文書にて通知します。

1) レポート審査

応募者より提出されたレポートについて、次の審査基準に基づき、計20点満点で採点します。（6割以上を合格点とします。）

【審査基準…（ ）内は配点】

- ① 参加への意欲・熱意（5点）
- ② 論理の一貫性及びわかりやすさ（5点）
- ③ 社会経済情勢や本市の現状・課題の理解（5点）
- ④ 課題解決に向けた実現可能性（5点）

2) 総合評価（選考）

公募委員選考委員会において、上記レポート審査による合格点以上の者について、本市における委員兼職状況、市政への関与・市民活動等の経験、地域性、男女比率、年齢層等を基に総合的に判断し、公募委員として選考します。

10 注意事項

- 1) 提出書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- 2) 受領した書類は返却いたしません。

11 問い合わせ先

四街道市教育委員会社会教育課

電話：043-424-8927（平日9時00分から16時30分まで）